

県北広域振興局長告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和3年7月2日

県北広域振興局長 高橋 進

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 姉帯戸田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸郡一戸町面岸字向山149番1地先内	新	m 12.8～26.8	m 22.0
	旧	11.3～19.5	22.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
- (2) 期間 令和3年7月2日から同年8月2日まで